

平成 30 年 3 月 14 日

x x 病院
ご担当 先生 御机下

一般社団法人日本スキンバンクネットワーク
代表理事 仲沢弘明

同種皮膚移植術保険点数増点に伴う注意点 2018 年 4 月 1 日診療報酬増点後の対応について

拝啓

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、ご存知のように、平成 30 年 4 月の診療報酬改定においては関係各位のご尽力により、「同種皮膚移植（死体） K-014-2」の診療報酬点数の大幅な増点が認められました（添付資料 1）。

また同時に、診療報酬を算定する際には皮膚移植術(死体)を実施する施設の基準が設けられ、同種皮膚移植実施にかかわる届け出が必要となりました（添付資料 2）。この基準は日本スキンバンクネットワークに参加いただく際の入会基準とほぼ同じものとなりますので問題はないのですが、平成 30 年 3 月 8 日開催の日本スキンバンクネットワーク理事会・社員総会において、この件に対し協議し、日本スキンバンクネットワークに参加いただいているすべての施設に同種皮膚移植施設として早急に届け出を行っていただくことに致しましたので、本日、緊急にご案内を申し上げます。

つきましては、日本スキンバンクネットワークから同種皮膚を供給され移植術を実施する医療機関では以下の手続きが必要となりますのでこの点に特に御注意ください。

各施設にお願いしたい手続・手順は以下となります。

1) **4 月 15 日までに**地方厚生局へ「施設基準通知 87 の 6（添付資料 3）」および「様式 4（添付資料 4）」を提出してください。

「施設基準通知 87 の 6」および「様式 4」の書式は、厚労省 HP 内「平成 30 年度診療報酬改定について」の、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」よりダウンロードが可能です、下記 URL をご参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411.html>)

2) **6 か月以内（10 月 1 日まで）**に地方厚生局へ、施設基準に記載されている以下の①と②を、提出してください。

① 日本スキンバンクネットワークとの「凍結保存同種皮膚を用いた外科治療に関する覚書（添付資料 5）」

甲にご捺印の上、1 部を日本スキンバンクネットワークまで返送してください。1 部は貴施設で保管し、その複写を地方局へご提出ください。

日本スキンバンクネットワークとの覚書については、4 月 15 日までに締結できない場合であっても、10 月 1 日までに締結できる場合には、締結予定と付記したうえで「様式 87 の 6」をご提出ください。

- ② 「関連学会の主催する講習会を受講したことを証明する書類」の添付を①とあわせて地方局に提出をしてください。※4月15日までにご準備可能な場合には、1)の書類に添付し、ご提出をお願いします。

これまでに開催されました日本熱傷学会主催の「スキンバンク摘出・保存講習会」受講証明書となります。記載した全員でなくても医師1名以上の証明書でよいです。万一、証明書を紛失した場合は日本熱傷学会事務局にて再発行の用意がありますので直接、日本熱傷学会事務局へお問い合わせください。

- 3) 日本スキンバンクネットワーク事務局へ、本手続きご担当医師ならびに事務ご担当者の氏名と連絡先を「ご担当者様について(添付資料6)」に記入し、FAXにてご返信ください。諸手続きにつきまして大変お手数をおかけし恐縮ではございますが、届出の提出状況把握の為ご協力の程よろしくお願い致します。

ご注意：

- ・ 4月15日までに届け出がない場合には同種皮膚移植(死体)術の4月分からの診療報酬点数は全く算定できなくなりますのでご注意ください。
- ・ 今回、厚生労働省の保険局担当官より証明書の準備や覚書の作成には時間がかかることから、約6か月の猶予期間をいただいておりますが、1)の申請書を4月15日までに、まずは地方厚生局に提出していただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

ご質問・ご不明な点等ございましたら、下記日本スキンバンクネットワーク事務局までご連絡ください。

敬具

お問い合わせ先

一般社団法人日本スキンバンクネットワーク 事務局

事務局長 山田知花

事務担当 関美智子

TEL:03-6240-0848 FAX:03-6240-0847

Mail address:office@jsbn.j